

令和6年度 森林土木関連事業体との意見交換会
意見交換概要

1 標準工期は基本金額より判定されていると思いますが、実際発注されている工事の中には、算定された標準工期に満たない工期の工事が見受けられる。6月頃の発注では年度内の検査に間に合わない場合がある。工事内容により工程も変わってくるため、必要に応じて繰越協議を行なった上での発注をお願いしたい。

→ゼロ国債や繰越制度を活用するなど余裕をもった工期設定となるよう努めてまいります。

2 若手技術者の育成について、国交省や奈良県においては、若手技術者であれば実績のない者であってもその技術者の補佐として専任で実績のある者を配置することを条件として、実績のない人を主任技術者として配置できる方法が取られている。また、女性が技術者になって、女性の活躍を高めていく取り組みをお願いしたい。

→若手技術者の柔軟な配置について、本庁にも上申してまいります。

3 総合評価において、一級土木施工管理技師は1点の加点があり、二級土木施工管理技師は加点無しとなっている。工事金額によって一級でなければならないという理由はないと思うが、特に監理技術者の配置が不要となる規模の工事であれば、二級土木施工管理技士でも大丈夫なはず。大きな工事も小さな工事も一緒という考えではなく、若手職員の育成からも工事金額によっては二級土木施工管理技士も同等の扱いとなるようご一考いただきたい。

→検討してまいります。

4 週休二日の取り組みについて、他官庁では現場が何日閉所したという現場の閉所率だけで良いが、林野庁では一人一人の閉所率を求められており作業手間が増えるため緩和してもらえないか。

→様式の取り扱い及び簡素化について、本庁にも上申してまいります。

5 復旧・復興JVの構成比率について説明してもらいたい。また、復旧・復興JVについてその災害復旧と、地域限定で行われるのか、名前が付いた全ての工事が共同企業体として参加できるようになるのか、発注工事のランクによるのか。

→出資比率について二社の場合は30%以上、三社の場合は20%以上必要であり、共同企業体の実績としては、その出資比率が20%以上のものを実績として認めている。また、復旧・復興JVの対象工事について、金額による基準はなく、対象工事につい

ては、入札公告に記載することとしています。

6 復旧・復興 J V について、J V を組みたいが森林管理局の競争参加資格を有し、同種工事の実績のある業者が少数のため正直進まない。J V を組む相手がいなければ石川県に営業所を設ける必要があるため、同等直近クラス以外の方と J V が組めるような取り組みをお願いしたい。

→復興・復旧 J V の構成員については、同等級及び直近上下位の等級としていますが、当局でも初めて導入した制度であり、復旧・復興 J V の申請状況なども踏まえながらより良いものになるように努めてまいります。

7 総合評価方式における緊急応急工事の加点について、加点対象が 10 年間としている他官庁もあるが、森林管理局では 2 年となっている。各地域において災害が頻繁に発生するわけではないので、実績があれば 10 年間の加算にしてもらえないか。また緊急応急工事の対象は緊急随意契約が対象ということになっているが、過去に随契で契約したが加点の対象とならなかった。金額のラインが設定されているのか。

→総合評価方式による加点の対象期間については検討してまいります。緊急応急工事については、金額の制限はなく、緊急応急工事の公募により選定した者と緊急随意契約で契約したものが対象となります。

8 入札不調時のヒアリングについて、他官庁においてはダウンロードシステムによりダウンロードした業者が分かるため、入札不調時に電話等でヒアリングが行われている。森林管理局においてもヒアリングをすることで入札不調の原因がわかるのではないか。

→入札不調時のヒアリング先の選定方法の一つとして検討してまいります。

9 電子契約システムの P C について、他官庁のシステムでは同じ P C で操作が可能であるが、管理局では電子入札システムとは別の P C を準備する必要があるのか。

→電子入札システムと電子契約システムは同じ P C では動作関連で不具合が発生するおそれがあるため、同じ P C にそれぞれのソフトを入れないようにしてください。

10 均しコンクリートについて、協議したらみてもらえるということで昨年も協議させていただきましたがみてもらえなかった。令和 7 年度からはみえていただけということで理解して良いか。

→基礎地盤の状況又は、型枠の固定が困難な場所においては協議対象となりますので監督職員と協議をしてください。この旨、局ホームページにも掲載しており、各署等

の職員にも周知のうえ指導してまいります。

11 林道事業においても均しコンクリートは適用になるのか。

→歩掛で均しコンクリートをみれる工種がありますので、監督職員と協議してください。

12 林道が非常に傷んでいるところが多く、陥没などが発生し大事故になる恐れがあるため、予算の増額により補修をお願いしたい。

→ 林道事業の予算については非常に厳しいところですが、路肩決壊など発生した場合は災害復旧予算を獲得し補修に努めてまいります。